

# 佐賀県 都市計画

(◎印は、県例規集に登載するもの)

16年5月19日(水) 外  
平成16年5月19日(水) 中

## Ⅲ 次 公 告

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 鳥栖基山都市計画道路に係るの鳥栖計画を変更する案の縦覧
- =
- 郡市計画の変更に伴う隣接区域の町への縦覧
- 隣接区域の縦覧
- 隣接区域の紹介

- (#ふりふり準備課) 1  
( = ) 1  
( = ) 11  
( 告 1月・1月 ) 11

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により鳥栖基山都市計画道路に関する都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。

なお、鳥栖市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。

平成16年5月19日

佐賀県知事 古川 康

### 1 都市計画の種類及び名称

鳥栖基山都市計画道路 3・4・104号 飯田蔵上線

### 2 都市計画を定める土地の区域

追加する部分 鳥栖市飯田町字中の坪、重田及び川巡、姫方町字川原田及び牟田、原町字牟田及び下原並びに曾根崎町字ウグメ田、遠

佐賀県知事 古川 康  
島及び原口

### 3 縦覧場所

(1) 佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課

(2) 鳥栖土木事務所

(3) 鳥栖市建設部都市計画課

### 4 縦覧期間

平成16年5月19日から平成16年6月2日まで

### 3 縦覧場所

(1) 佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課

(2) 鳥栖土木事務所

(3) 鳥栖市建設部都市計画課

削除する部分 烏栖市姫方町字嫁坂、岸下、本川及び池の上

平成16年5月19日から平成16年6月2日まで

平成16年5月19日(水)

都市計画法(昭和43年法律第100号) 第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成16年5月19日

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
川副都市計画公園 4・4・1 佐野記念公園
- 2 縦覧場所  
佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課

### ○ 縦 覧 取 扱 い 事 件

#### ● 佐賀県選挙管理委員会第十九回

選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十六年五月十九日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

- 一 日時 平成十六年五月二十一日 午後1時三十分
- 二 場所 選挙管理委員会室
- 三 議題
- (一) 市町村選挙の結果について
  - (二) その他